

## 環境審査顧問会風力部会（書面審議）

### 議事録

1. 日 時：令和2年11月13日（金）～令和2年11月17日（火）
2. 審議者  
河野部会長、阿部顧問、今泉顧問、岩田顧問、川路顧問、河村顧問、近藤顧問、鈴木雅和顧問、水鳥顧問、山本顧問
3. 議 題
  - (1) 環境影響評価方法書の審査について
    - ①株式会社エムウインズ八竜（仮称）八竜風力発電所更新計画  
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、秋田県知事意見の書面審議
  - (2) 発電所に係る環境影響評価の手引の改訂について  
(風力発電所の環境影響評価に係る参考項目の見直し等)
4. 審議概要
  - (1) 株式会社エムウインズ八竜「(仮称) 八竜風力発電所更新計画」に対して、方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、秋田県知事意見について、顧問から意見等があり、事業者が回答した。
  - (2) 発電所に係る環境影響評価の手引の改訂について（風力発電所の環境影響評価に係る参考項目の見直し等）に対して、顧問から意見等があり、事務局が回答した。
5. 審議
  - (1) 株式会社エムウインズ八竜「(仮称) 八竜風力発電所更新計画」に対して、方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、秋田県知事意見について、以下のとおり、顧問から意見等があり、事業者が回答した。

#### <方法書関連>

- 顧問 方法書 p. 5、p. 11、更新機種 of 諸元が範囲で提示されていますが、現在検討されている機種毎に諸元を提示願います。
- 事業者 検討している風力発電機の諸元を補足説明資料 14 にお示しします。
- 顧問 方法書 p. 7、p. 11、風車番号を追記願います。既設の番号は北からか南からのどちらからでしょうか。18号機はどれに相当するのかわかりません。
- 事業者 既設風力発電機の号機名を補足説明資料 10 にお示しします。
- 顧問 方法書 p. 70～、植生の状況等について調査年度を追記願います。
- 事業者 対象事業実施区域の北側が該当する二次メッシュは 2001 年度、南側が該当する二次メッシュは 2010 年度に調査が実施されています。準備書において調査年度を追記致します。
- 顧問 方法書 p. 73、p. 76、提示されている植生自然度 10 の区分と現地調査の結果を比較し、違いについて具体的な状況を追記された方が良いと考えます。

- 事業者 現存植生に係る現地調査結果については、既存資料との違いにも言及することとし、準備書において追記致します。
- 顧問 方法書 p. 77～、p. 82～、拡大図に改変予定区域を追記した図を追加提示願います。
- 事業者 植生図の拡大図と改変予定区域の重ね合わせ図を補足説明資料 15 にお示しします。
- 顧問 方法書 p. 91、p. 93、p. 97、対象事業実施区域の拡大図を追加提示願います。
- 事業者 重要な群落、環境類型及び重要な自然環境のまとまりの場の拡大図を補足説明資料 16 にお示しします。
- 顧問 方法書 p. 98、ミサゴ、オジロワシの餌は淡水魚類だけで良いのでしょうか。オオタカは水禽類も餌の対象になると考えますが。ノスリの餌についても再検討願います。
- 事業者 修正した食物連鎖図を補足説明資料 17 にお示しします。
- 顧問 方法書 p. 243、生態系については項目非選定としているが、生態系としての現況が確認できていないことから現況確認調査を実施することを検討されたい。また、基数が減少したとしても風車の大型化によりブレード回転域（球体）は約 2.6 倍になると想定されることから影響が軽減されるかどうかは不明と考えますので、項目選定について再検討が必要と考えます。
- 事業者 植生及び動植物の現地調査結果を踏まえ、準備書において、対象事業実施区域及びその周囲における生態系の概況を整理致します。本事業では、重要な自然環境のまとまりの場を改変しないことから、生態系への影響は小さいと考え、項目としては選定しない方針です。ただし、風車基数が既設風力発電所の半数程度に減少する一方、風車サイズが大きくなるため、飛翔性の動物（コウモリ類、鳥類）については適切に調査、予測及び評価を実施し、環境影響の回避、低減に努める所存です。
- 顧問 生態系に対する影響は大きくはないであろうと考えていますが、そもそも生態系の現況について確認できていないと考えますので、現況把握調査が必要と考えます。既設発電所の稼働前の状況（自主アセスの調査結果があるのか）、稼働後の状況（現況）についてのデータがなければ現況の確認調査が必要と考えます。
- 事業者 既設発電所の稼働前において、動物及び植物の現地調査を実施しております。既設風力発電所の稼働前及び稼働後の調査結果（本事業による現地調査結果）を確認し、準備書に生態系の現況について可能な範囲で整理致します。
- 顧問 方法書 p. 265、予測対象時期に年間を追加願います。  
評価の手法の(2)に示されている指針値について、具体的に記載されたい。
- 事業者 年間についても予測対象とし、準備書において適切に修正致します。

ドイツにおける指針値（実際の気象条件等を考慮しない場合、年間 30 時間かつ 1 日最大 30 分を超えない）を参考として用いることとしております。準備書において、具体的に記載致します。

- 顧問 方法書 p. 267、当該地域で検討対象となる電波と対象事業実施区域、住宅等との位置関係を示す図を追加提示願います。
- 事業者 電波障害に係る調査範囲及び調査地点を添付資料にてお示しします。
- 顧問 方法書 p. 269～、調査点が環境類型区分毎に実質 1 ヶ所しか設定されていないので、複数点となるように調査点の追加を検討願います。（植林地として 3 地点ありますが、実際には植生が異なりますので、調査点を追加する必要があると考えます。）
- 事業者 トラップ等の調査地点は、動物相の把握のため、対象事業実施区域及びその周囲に分布する植生を包含するよう設定致しました。ただし、対象事業実施区域及びその周囲に広く分布する海浜植生、クロマツ植林については、植生や種組成が異なることから、複数地点を設定しております。環境類型区分にある植林地の植生は全てクロマツ植林であり、種組成が異なる複数地点に調査地点を設定しております。また、海浜については、大部分を占めるオオハマガヤ群落及びコウボウムギ群落にそれぞれ調査地点を設定しております。本事業におけるトラップ調査は動物相及び重要種の把握との位置付けとして考えているため、各植生全てにおいて複数地点を設定してはおりません。
- 顧問 コウモリ類の飛翔高度に係る情報については、風況観測塔で調査を実施するようであるが、測定高度情報を提示願います。なお、風況観測塔は風車群の北端であることから実際に風車のブレード回転域での情報を入手するためにもナセル部での調査が必要と考えますので検討願います。
- 事業者 風況観測塔に設置している超音波無人録音機の高度は以下のとおりです。
  - ①高度 50m、理由：ブレードの回転範囲内における飛翔状況を確認するため。
  - ②高度 10m、理由：対象事業実施区域周辺のクロマツ林の樹冠上空の飛翔状況を把握するため。また、ブレード回転域の下方における飛翔状況を確認するため。また、ナセルへのバットディテクターの設置については、ナセルの構造上、センサー設置が難しい可能性があるため、メーカー等とも調整し、可能であれば対応致します。
- 顧問 死骸調査について NEDO の調査結果を反映して調査時期を 3 月～5 月に設定していると推察されますが、この調査で死骸を確認できるのでしょうか。既に実施しているのであれば結果の概略を提示、説明願います。NEDO 調査の結果は調査頻度が 2 週間に 1 回であることから、小型種の衝突実態は実質的に解明されていないと考えます。また、コウモリ類については、この調査時期では、飛翔や衝突の実態把握はできないと考えます。従って、死骸調査については別途に現地観察調査を少なくとも 1 週間に 1 回の調査頻度で年間を通して実施し、衝突実態を把握することを検討願います。

コウモリ類の衝突調査については住民意見に対して事後調査で実施すると回答しているが、現状において死骸調査を実施した上で準備書において保全策を検討・提言する必要があると考えます。

- 事業者 死骸調査に係る定点カメラ調査の詳細及び現時点での調査結果を補足説明資料 13 にお示しします。

死骸調査（定点カメラ調査）は衝突実態そのものを確認するためでは無く、NEDO 調査において「羽や骨」のみの死骸が多く確認されたことから、これらの発生要因を探るために実施しております（主にスカベンジャーの生息状況、持去り行動の把握）。

現時点での調査結果ですが、定点カメラにタヌキ、キツネ等のスカベンジャーは映っておりません。また、カラス類を含め、鳥類死骸を持ち去る様子は確認されていないことから、スカベンジャーの影響は小さいと考えております。そのため、NEDO における死骸調査頻度（2 週間に 1 回）は妥当であると考えております。

- 顧問 NEDO 調査結果について、定点カメラ調査の結果から 2 週間に 1 回の調査は妥当としていますが、定点カメラ調査は 1 ヶ所だけであることから、妥当とは判断できないと考えます。また、Web カメラの撮影範囲・識別可能範囲についての説明をお願いします。疑問点はカメラから離れるほど地上徘徊性の動物の存在の識別が難しいのではないかと考えます。定点カメラでの調査としては複数台の設置による調査が必要と考えます。調査員による定期的な調査と組み合わせることによって、より有効な調査結果になるのではないかと考えます。

- 事業者 定点カメラ調査の手法については、電力中央研究所と適宜情報交換を行っており、同様の助言を頂いております。そのため、哺乳類に係る無人撮影地点にトレイルカメラを常時設置することとし、スカベンジャーの確認を継続しております。現時点では、キツネ、タヌキ、ノネコ等の哺乳類が確認されているものの、鳥類死骸の持ち去りは確認されておりません。

- 顧問 希少猛禽類調査の実施に際しては、トビ類の衝突リスクが高いことが NEDO 調査で明らかになっていることから、重要種以外の猛禽類についても飛翔の実態を詳細に記録し、準備書で結果を提示願います。

- 事業者 NEDO 調査でトビの衝突可能性が高いことが示されておりますが、トビを含む重要種以外の猛禽類（「その他猛禽類」という。）を対象に現地調査を詳細に実施することは、その他猛禽類の飛翔が非常に多いことから、現実的には難しいと考えております。また、その他猛禽類を対象に現地調査を実施した場合、希少猛禽類の飛翔状況を詳細に把握することに支障が生ずると予想されるため、その他猛禽類についての調査は実施しない方針です。

- 顧問 猛禽類調査にその他猛禽類調査は実施しないとしていますが、実際にトビ類が衝突していることを踏まえると、重要種とともに調査が必要と考えますので再考願います。

- 事業者 トビの飛翔状況の把握について、専門家等からの助言を得ながら、調査方法を検討致します。なお、トビ以外のその他猛禽類（ノスリなど）については、前倒し調査においても飛翔状況の記録を行っております。
- 顧問 定点センサス調査の調査地点についても環境類型区分（植生型）毎の特徴を把握するとともに、風車との離隔距離との関係についても、解析整理できるように調査点の追加設定を検討願います。
- 事業者 定点センサス調査地点については、既設風車から 500m の離隔がある地点 P7～P9 を設定しております。また、対象事業実施区域を代表する各環境類型区分（海浜、クロマツ植林、耕作地）にそれぞれ 3 地点を設定しており、風車との離隔距離との関係についても把握できると考えております。
- 顧問 希少猛禽類及び一般種の飛翔状況について既設風車周辺の飛翔状況を提示願います。
- 事業者 希少猛禽類及び渡り鳥の飛翔状況を補足説明資料 18 にお示しします。
- 顧問 早期段階からの環境配慮のために、前倒しで植生調査が行われていることは評価できますが、重要な群落のうち植生自然度 10 の群落としてコウボウムギ群落のみを抽出していることが疑問です。海岸砂丘植生については、植栽からの逸出起源であるオオハマガヤ群落を除いて、5 つの群落がありますので（p. 75）、それらが自然植生に該当しない場合は十分な根拠を示していただきたいと思えます。
- 事業者 海岸砂丘植生のうち、ハマナス群落、ハイネズ群落、及びハマゴウ群落については、既存の造成地の周辺に見られたことから、人為的な改変の後に二次的に成立した植生であると考えられたこと、群落組成表に記載されているとおり、外来種であるオオハマガヤが混生していたことから自然度は低いと考えました。また、チガヤ群落についても既存の造成地の周辺に見られたことから、人為的な改変の後に二次的に成立した植生であると考えられました。これらを踏まえ、「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」（環境省）を参考に、植生自然度を 5 と致しました。
- 顧問 方法書 p. 19、工事中車両の走行ルートを省略せず本文中に記述し、合わせて図示も検討下さい。また、図 2.2.6-5 中に、道路名称を追記して下さい。
- 事業者 現時点で想定している工事中車両の走行ルートを補足説明資料 9 にお示しします。準備書では事業計画熟度を高め、より詳細なルートを明記致します。
- 顧問 方法書 p. 22、EADAS について、脚注で構いませんので、どのようなデータベースなのかを補足説明してはいかがでしょうか。
- 事業者 準備書において対応致します。
- 顧問 方法書 p. 26、地域気象観測所における風向・風速計の地上高を追記して下さい。  
NEDO の局所風況マップとはどのようなマップなのかを、脚注で構いませんので、補足説明してはいかがでしょうか。

- 事業者 地域気象観測所における風向・風速計の地上高を補足説明資料 8 にお示しします。  
準備書では NEDO の局所風況マップの補足説明についても記載致します。
- 顧問 方法書 p. 239、p. 240、騒音・超低周波音に係る環境影響評価の項目が両ページで異なると思いますので、確認して下さい。
- 事業者 p. 239 では、「騒音及び超低周波音」と記載しておりましたが、「騒音」と「超低周波音」に分けて記載致します。準備書において適切に修正致します。
- 顧問 方法書 p. 256、工事用資材等の搬出入に係る騒音の調査で何（騒音指標）を測定するのか明記して下さい。
- 事業者 準備書において、「等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) を測定し、調査結果の整理及び解析を行う」ことを明記致します。
- 顧問 方法書 p. 257、 $L_{Aeq} \rightarrow L_{Aeq}$ 、方法書全体を通して確認して下さい。
- 事業者 全体を通して表記を確認し、準備書においては適切に記載致します。
- 顧問 方法書 p. 260、既設風力発電機に設置済みの風向・風速の観測器の設置高さを追記して下さい。  
既設風力発電機の機番号が方法書内に明示されていれば、その図番号を教示ください。
- 事業者 風向・風速計は既設風力発電機の本セルに設置しており、既設 1 号機～17 号機は約 65m、既設 18 号機は約 85m 程度の高度に設置しています。なお、既設風車の号機番号は補足説明資料 10 にお示ししたとおりです。
- 顧問 方法書 p. 262、超低周波音の調査を冬季に限定する理由を教示ください。一般からの意見においても 4 季における調査に関して指摘があります。
- 事業者 超低周波音については、既設風車の実測結果でもほとんど影響が無いことが示されていること、専門家からも測定は 1 季で十分である旨のご意見を頂いていることから、超低周波音の状況を代表する秋季に限定して調査することと致しました。
- 顧問 方法書 p. 263、文中「資料編 資料 2・・・」のみでは出典が不明確なので、資料名等を含め明確に記述して下さい。
- 事業者 「資料 2 既設風車における騒音調査結果」は NEDO の委託業務による現地調査結果を整理したものです。当該調査結果は報告書として公表されているものではないため、出典はお示ししかねます。
- 顧問 方法書 p. 264、風況を観測した風力発電機の位置を図中に明記して下さい。また、各観測点と最寄りの風力発電機との距離を図中に追記して下さい。
- 事業者 各観測点と最寄りの風力発電機との距離及び風況観測位置を補足説明資料 11 にお示しします。
- 顧問 濁水対策について、「降雨時の排水は、各ヤード周辺に設置する雨水排水側溝により仮設沈砂池に集積」(p. 19)、「土堤を設け仮設沈砂池に集水」(p. 241) とありま

すが、具体的にはどのような方法なのでしょう。また、「地下に自然浸透させることから濁水の流出」(p. 241)がないことを土壌の透水係数などによって示す必要があるのではないのでしょうか。

- 事業者 濁水処理対策の概要(案)を補足説明資料12にお示しします。また、対象事業実施区域における地盤の透水係数を現地計測し、その結果を準備書に記載致します。
- 顧問 方法書 p. 61、オオヨシゴイやクロツラヘラサギは国内希少野生動物種に追加されていると思います。  
<https://www.env.go.jp/nature/kisho/pamphlet/pdf/kokunaikisho.pdf>  
ほかにも該当種がないか、確認してください。
- 事業者 準備書以降において、適切に修正致します。なお、ご指摘いただいた種以外に新たに国内希少野生動植物種に追加される種はございませんでした。
- 顧問 方法書 p. 273、死骸調査の定点カメラ調査は非常に興味深いですが、稼働時間等、もう少し詳細に記載してほしいですね。3~5月の間、連続録画ということでしょうか。また、撮影画像などの例を示してもいいのではないかと、思います。
- 事業者 死骸調査に係る定点カメラ調査の詳細及び現時点での調査結果を補足説明資料13にお示しします。
- 顧問 方法書 p. 8、航空写真の撮影時期も記載をお願いします。
- 事業者 Googleにより撮影された航空写真であり、撮影時期は2018年10月14日です。準備書以降において記載致します。
- 顧問 方法書 p. 27、各地域気象観測所の標高及び風速計の地上高も記載してください。風速はこれらのパラメータにより大きく変わります。
- 事業者 各地域気象観測所の標高及び風速計の地上高を補足説明資料8にお示しします。
- 顧問 方法書 p. 30、p. 237、能代西局の微小粒子状物質は、平成30年度短期基準を満たしていないので、環境基準非達成であることをちゃんと明記した方がよいのではないのでしょうか。環境基準は長期的基準と短期的基準の双方が満たされて初めて達成になります。
- 事業者 能代西局の微小粒子状物質は、平成30年度短期基準を満たしておりませんでした。準備書においては、環境基準の達成/非達成について精査を行い、誤りが無いように致します。
- 顧問 方法書 p. 103、人触れ地点として対象事業実施区域近傍の1地点しか調査されていませんが、工事用資材の搬入ルート交通量が増えれば人触れに影響を及ぼす可能性があります。工事用資材の搬入ルート近傍には人触れ地点として調査すべきポイントは存在しなかったのでしょうか。

- 事業者 文献調査で抽出された人と自然との触れ合いの活動の場は釜谷浜海水浴場の1地点です。また、関係自治体からも人と自然との触れ合いの活動の場についてのご意見は頂いていないため、調査すべき地点は妥当であると考えております。
- 顧問 方法書 p. 246～、工事用資材等の搬出入で【現地調査】が「図 6. 2. 2-2 に示す1地点とした」としか記載がありませんが、図 6. 2. 2-2 には2地点が記載されており、表 6. 2. 2-3 では「工事用資材等の搬出入」が2地点に記載されています。どちらが正しいでしょうか。調査地点に対応する記号を表 6. 2. 2-1 に明記した方がよいのではないのでしょうか。
- 事業者 分かりにくい記載で申し訳ございません。工事用資材等の搬出入について、窒素酸化物はA1の1地点、粉じん等はA2の1地点でそれぞれ測定する計画です。準備書においては、調査地点に対応する記号を表中に明記することと致します。
- 顧問 方法書 p. 265、10. 評価の手法で「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討報告書（資料編）」（平成 23 年 環境省総合環境政策局）等に見える指針値と比較する」とありますが、この資料には複数の指針値が記載されています。これらのうちどれを用いるのでしょうか。
- 事業者 ドイツにおける指針値（実際の気象条件等を考慮しない場合、年間 30 時間かつ1日最大 30 分を超えない）を参考として用いることとしております。準備書において、具体的に記載致します。
- 顧問 方法書 p. 288、4. 調査地点には景観資源の状況として1地点、また主要な眺望点の状況等として3地点を調査するとしていますが、表 6. 2. 2-14 景観に係る調査地点の設定根拠には5地点、図 6. 2. 2-15 には8地点、図 6. 2. 2-16 には5地点が示されており、関係がよくわかりません。また、ここでの各調査地点は文献調査なのか現地調査なのかどちらでしょうか。
- 事業者 景観資源については、対象事業実施区域に存在する能代砂丘を調査対象としております。  
 主要な眺望点の調査地点については、表 6. 2. 2-13 に誤りがあり申し訳ございません。方法書では表 6. 2. 2-14 に示す5地点で現地調査を行う旨を記載しており、その後、住民意見を踏まえて最寄り集落である釜谷地区の2地点、一般国道 101 号沿いの1地点を追加し、合計8地点で調査を行う計画としております。ご指摘の点について、準備書では分かりやすく記載致します。
- 顧問 方法書 p. 19、雨水排水について、準備書においては、道路工事（既設道路の拡幅等）に係る雨水排水対策についても具体的に記載してください。
- 事業者 準備書においては、道路工事（既設道路の拡幅等）に係る雨水排水対策についても具体的に記載することと致します。
- 顧問 方法書 p. 19、雨水排水について、ここに記載されている仮設沈砂池の構造について説明してください。



また、p. 241 の表 6.1.2-1(2)中に周辺に土堤を設けるとの記載がありますが、その配置や構造についても合わせて説明いただければと思います。

- 事業者 濁水処理対策の概要(案)を補足説明資料12にお示しします。
- 顧問 方法書 p. 241、対象事業実施区域が砂地であり、地中への浸透性が高いことは理解しますが、土地改変に伴う雨水排水の発生は想定されることから、「造成等による一時的な影響—水の濁り」を環境影響評価項目として設定し、地中浸透のエビデンスと環境保全措置の内容を具体的に記載いただきたい。

なお、海岸付近の砂地盤に立地する風力発電所更新計画の最近の審査事例においても、環境影響評価項目として設定して、客観的な地盤の浸透性の現地調査データを踏まえた評価と環境保全措置について明記されていることを参考として付記します。

- 事業者 補足説明資料12に示すとおり、本事業では、濁水の流出による影響は小さいと考えております。ただし、ご意見を踏まえ、今後は土壌の透水係数を現地計測し、その結果を準備書に記載致します。
- 顧問 今後、地盤の浸透性の現地データ(透水係数)を計測されるとのこと、了解しました。その現地計測に基づき土壌の浸透性と降雨強度との関係を客観的に評価していただければと思います。なお、補足説明資料12に「累積雨量が約30mm/12hr程度の降雨においても、既設風車周辺では水たまりが見られず、周辺地盤の透水性は高いものと推察されます。」との記載がありますが、他の地点では、最近の気象状況を踏まえて強雨時(例えば、10年確率時間雨量など)の条件も検討していただいておりますので、ご考慮ください。

また、環境影響評価項目の選定については、地盤の浸透性を証明する客観的データの取得はこれから実施されることでもあり、準備書では、やはり環境影響評価項目として現地計測結果とその評価結果及び環境保全措置について明示していただくことが望ましいと思慮します。

- 事業者 雨量強度については、最近の気象状況を踏まえて、強雨時についても検討致します。また、透水性の現地調査結果とそれを踏まえた環境保全措置等の内容について、準備書に記載致します。
- 顧問 方法書 p. 16、撤去工事に使用する機械について、撤去工事ではコンクリートなどを破碎するような機械、例えばコンクリートブレーカなどは使用しないのか。コンクリートブレーカは高い騒音を発生するので、もしそれを使用する場合は、騒音影響の有無を検討の上、準備書に進んでもらいたい。
- 事業者 現時点ではフーチングの一部(GLより1m程度)を撤去するため、コンクリートブレーカを使用する計画としております。建設機械の稼働に伴う騒音の影響については、コンクリートブレーカによる影響も考慮して予測及び評価を実施し、準備書に記載致します。

- 顧問 方法書 p. 21、コンクリート供給基地について、主な工事用資材搬出の起点となるコンクリート供給基地の位置がある程度想定できるのなら、その概略位置を建設用資材の搬入ルート図に示してください。
- 事業者 コンクリート供給基地（生コン工場）について、現時点での想定を補足説明資料9にお示しします。

#### <補足説明資料関連>

- 顧問 補足説明資料 p. 19～、死骸調査の結果について説明願います。（死骸回収調査は実施していないのか）
- 事業者 死骸調査に係る定点カメラ調査の詳細及び現時点での調査結果を補足説明資料13にお示しします。
- 顧問 資料-4及び資料-5、「死後1ヶ月以上」「死後1ヶ月以内」、というのは、調査が2週間に1回行われていることと矛盾しませんか。
- 事業者 死後経過時間については現地で調査員が判断したものであり、誤差を含むものと考えております。また、調査時の見落としにより、死骸の発見が遅れた可能性も考えられます。
- 顧問 資料-9、バードストライクの可能性のある死骸として、ウグイス科（完全体）とあります。日本産だと、ウグイス科はウグイスとヤブサメだけです（日本鳥類目録改訂第七版）。それで同定できないことは考えられません。もし、ムシクイ類、センニュウ類の可能性も考えられるのであれば、重要種も含まれていることから、正確な同定が望まれます。
- 事業者 改めて調査時の写真を確認したところ、「ウグイス」であると確認致しました。準備書以降において修正させていただきます。

#### <その他関連>

- 顧問 準備書に向けて、設置する風力発電機が決定し次第、発生する騒音の風速毎の周波数特性、Swish音の発生状況、純音性分の発生状況、純音可聴度の検討について記述して下さい。その際、測定位置等の測定条件も明記して下さい。
- 事業者 準備書では設置する風力発電機を極力決定し、メーカーに確認の上、発生する騒音の風速毎の周波数特性、Swish音の発生状況、純音性分の発生状況、純音可聴度の検討についても記載致します。また、騒音に係る測定位置等の測定条件も明記致します。
- 顧問 公表されていない（出典が示せない）資料に基づいてアセス図書を記述することは避けるべきと考えます。記述の仕方を再検討する、あるいは公表された資料に基づく記述に変更するなどを検討下さい。
- 事業者 NEDOの調査結果は公表されているものではありませんが、公的機関により実施されたものであり、既設風車の影響を示すために非常に有効であることから、方法書

に記載することと致しました。ご指摘を踏まえ、準備書では出典の記述を再検討致します。

- 顧問 準備書作成時、風力発電機停止時の残留騒音とハブ高さにおける風速の関係について、現況調査結果を整理するにあたっては、調査地点ごとに残留騒音（推定値も可）とハブ高さの風速との関係性も把握し、関係図を整理してもらいたい。さらに、ハブ高風速と残留騒音の関連性の有無（回帰式など）などを考察してもらいたい。
- 事業者 準備書では調査地点ごとに残留騒音とハブ高さの風速との関係性も把握し、関係図を整理することと致します。ハブ高風速と残留騒音の関連性の有無（回帰式など）についても、可能な限り考察を記載致します。
- 顧問 準備書作成時、風車稼働時の風車騒音寄与値と風況の関係、残留騒音との関係について、風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と、残留騒音（算定値も可）及びそれから算定される針値との関係図を整理してください。
- 事業者 準備書では風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と、残留騒音及びそれから算定される指針値との関係図を整理することと致します。
- 顧問 準備書作成時、G特性音圧レベルと風速の関係について、現況調査時のG特性音圧レベルとハブ高さの風速の関係を整理し、その関連性（の有無）について考察を行ってください。
- 事業者 準備書では現況調査時のG特性音圧レベルとハブ高さの風速の関係を整理し、その関連性（の有無）について可能な限り考察を記載致します。
- 顧問 準備書作成時、風力発電機の音響性能について、採用する風力発電機の音響特性として IEC 61400 に基づく A 特性音圧の FFT 分析結果を示し、純音成分に関する周波数(Hz)、Tonal Audibility(dB)の算定と評価を行うこと。さらに、風車騒音の Swish 音に関する特性評価を示すこと。
- 事業者 準備書では、メーカーに確認の上、採用する風力発電機の音響特性として IEC 61400 に基づく A 特性音圧の FFT 分析結果を示し、純音成分に関する周波数 (Hz)、Tonal Audibility (dB) の算定と評価を行います。また、風車騒音の Swish 音に関する特性評価を示すことと致します。

(2) 発電所に係る環境影響評価の手引の改訂について（風力発電所の環境影響評価に係る参考項目の見直し等）に対して、以下のとおり、顧問から意見等があり、事務局が回答した。

- 顧問 項目非選定の理由については理解しましたが、条件によっては項目選定をする必要がある場合に、参考手法の選定（具体的内容）についてはどこ、あるいは何を参照すれば良いのかについて、注書き等を加えてはどうかと考えます。

○経済産業省　　ご指摘の通り、参考項目から除外した項目であっても、事業者が必要に応じて選定した場合には、調査、予測及び評価の手法についても参照できるよう、参考資料に旧版を残し、かつ、参照頁がわかるよう、各参考項目の選定根拠の理由の欄と参考手法のページに注意書きを致します。

**<お問合せ先>**

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486